

平成 23 年度高知県ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
平成 23 年度高知県ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付要綱			平成 23 年度高知県ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付要綱		
第 1 条~第 2 条 略			第 1 条~第 2 条 略		
(補助率及び補助対象経費)			(補助率及び補助対象経費)		
第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。			第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。		
(1) 次号の表の第 1 欄に掲げる基準額と同表の第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。			(1) 別表の第 1 欄に掲げる基準額と同表の第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表の第 3 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。			(2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第 3 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。		
1 基準額	2 対象経費	3 補助率	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<u>399,540,000</u> 円	(1)基地病院敷地内へヘリ基地を建設するために必要な次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費 (2)(1)に掲げるもののほか、ドクターヘリの導入促進のために知事が必要があると認めた経費	10 分の 10 以内	<u>357,735,000</u> 円	(1)基地病院敷地内へヘリ基地を建設するために必要な次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費 (2)(1)に掲げるもののほか、ドクターヘリの導入促進のために知事が必要があると認めた経費	10 分の 10 以内

(補助の条件)

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(10) 略

(11) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の取消し)

第 7 条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第 8 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の 4 月 10 日までとする。

2 補助事業者は、第 5 条第 9 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額

(補助の条件)

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(10) 略

(実績報告)

第 6 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の 4 月 10 日までとする。

2 補助事業者は、前条第 9 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助

から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第 5 条第 9 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第 5 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

第 9 条

第 10 条

別表 (新規追加)

金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、前条第 9 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第 5 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

第 7 条

第 8 条